

危険は地域に、ツケは未来に
～柏崎刈羽原発から考える原発の無責任構造

2024/4/22 FoEジャパン 連続オンライントーク第5回

高木仁三郎市民科学基金 事務局長 菅波 完

sugenami@takagifund.org

原子力市民委員会 原子力技術・規制部会 コーディネータ

柏崎刈羽原発の閉鎖を訴える科学者・技術者の会 事務局長

2007年7月16日新潟県中越沖地震で 柏崎刈羽原発が被災（原発震災の警告）



火災が発生し、煙が上がる東京電力柏崎刈羽原子力発電所＝平成19年7月16日（第9管区海上保安本部提供）

1. 「止める」

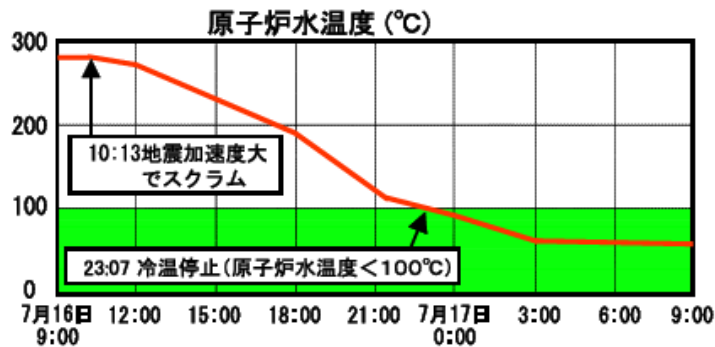
H19.7.16 10時13分 新潟県中越沖地震発生

【地震発生前後のプラントの状況】

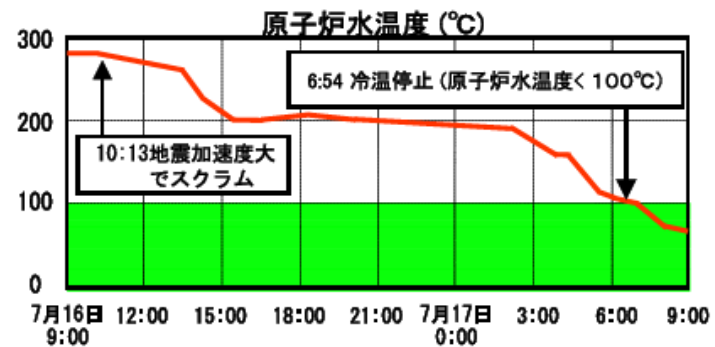
	地震発生前	地震発生後
1号機	定検停止中	←
2号機	起動中(未臨界)	自動スクラム
3号機	定格熱出力一定運転	自動スクラム
4号機	定格熱出力一定運転	自動スクラム
5号機	定検停止中	←
6号機	定検停止中	←
7号機	定格熱出力一定運転	自動スクラム

2. 「冷やす」

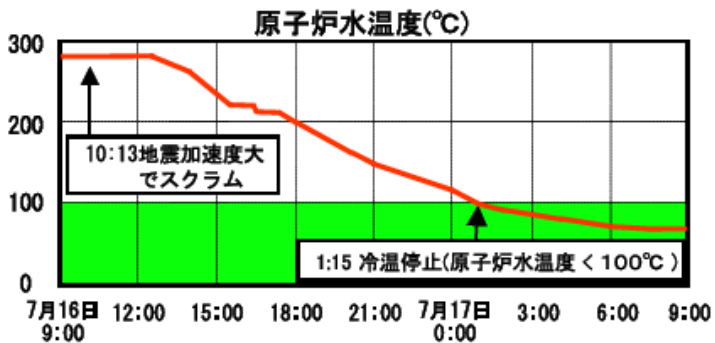
各プラントとも原子炉水温度は100℃未満まで冷却。



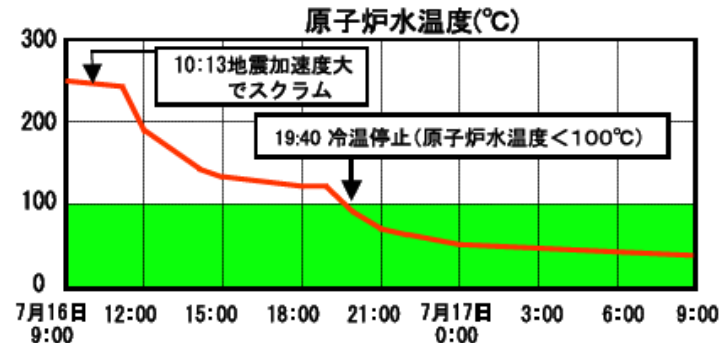
3号機定格熱出力一定運転中
(H19.7.16 23:07 冷温停止)



4号機定格熱出力一定運転中
(H19.7.17 6:54 冷温停止)



7号機定格熱出力一定運転中
(H19.7.17 1:15 冷温停止)



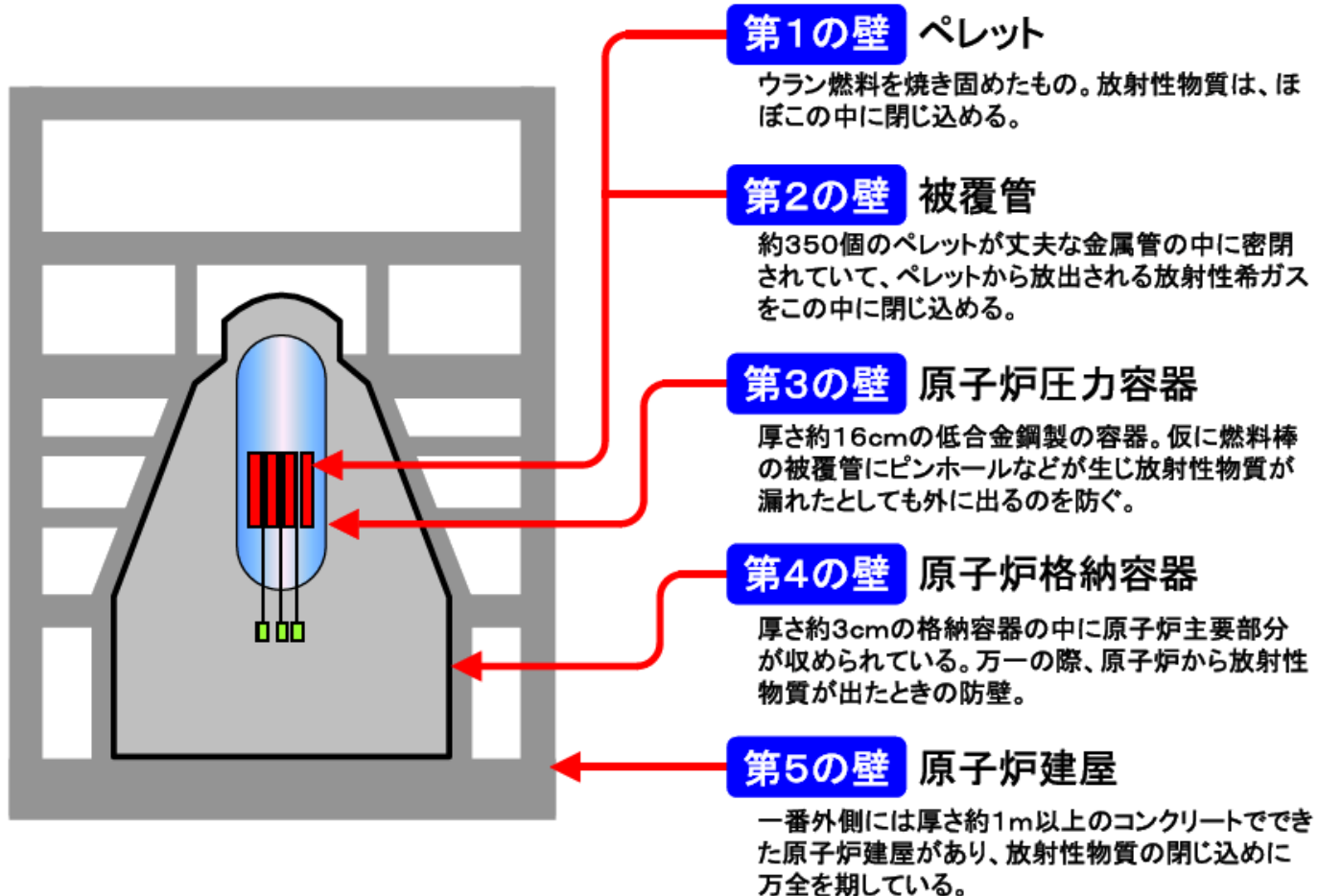
2号機起動中(未臨界)
(H19.7.16 19:40 冷温停止)



東京電力

東京電力「新潟県中越沖地震発生時の柏崎刈羽原子力発電所の運転データについて」(2007年8月10日)より

3. 「閉じ込める」



4. まとめ

原子力安全にとって最も重要な機能

- ★「止める」 ⇒ 全制御棒全挿入
- ★「冷やす」 ⇒ 冷温停止
- ★「閉じ込める」 ⇒ 環境へ影響を与える放出は無し



いずれも達成



地震後も原子炉は冷温で安定した状態を保持



5~7号機



1~4号機

写真提供：東京電力HD(株)

「新潟県の原子力発電」 (2023年3月) より

2 柏崎刈羽原子力発電所

柏崎市と刈羽村にまたがる地点に建設された東京電力HD(株)柏崎刈羽原子力発電所は、昭和60年9月に1号機が営業運転を開始し、その後、平成2年に5号機と2号機、平成5年に3号機、平成6年に4号機、平成8年に6号機、そして平成9年に7号機が営業運転を始めました。

これにより、総電気出力が821.2万kWになり、世界最大の原子力発電所となっています。

2-(1) 概要

所在位置 新潟県 柏崎市および刈羽村

敷地面積 約420万㎡(柏崎市 約310万㎡、刈羽村 約110万㎡)

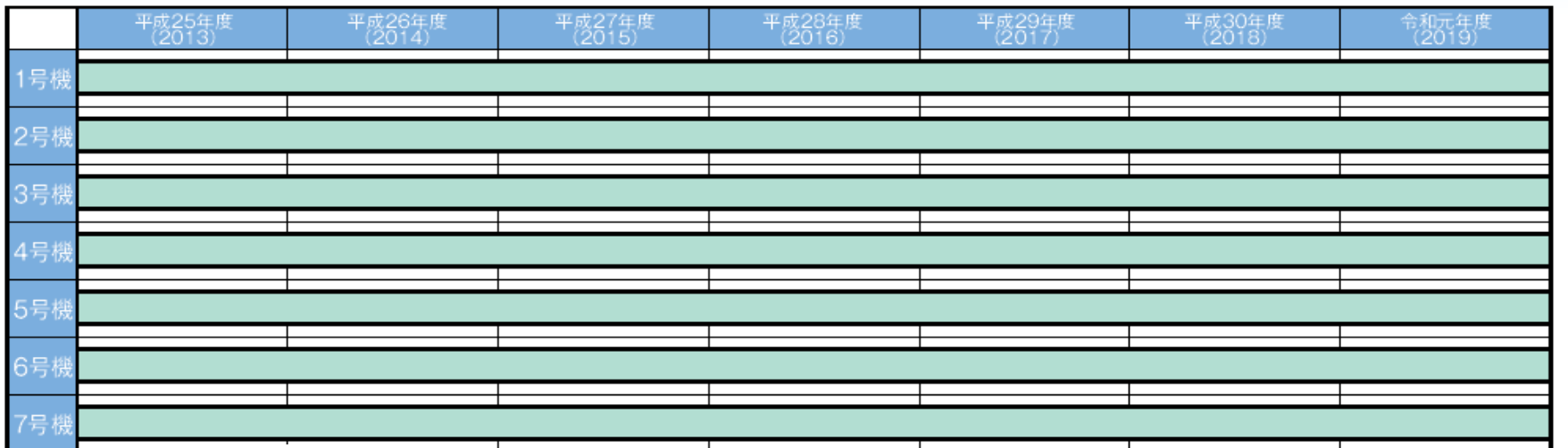
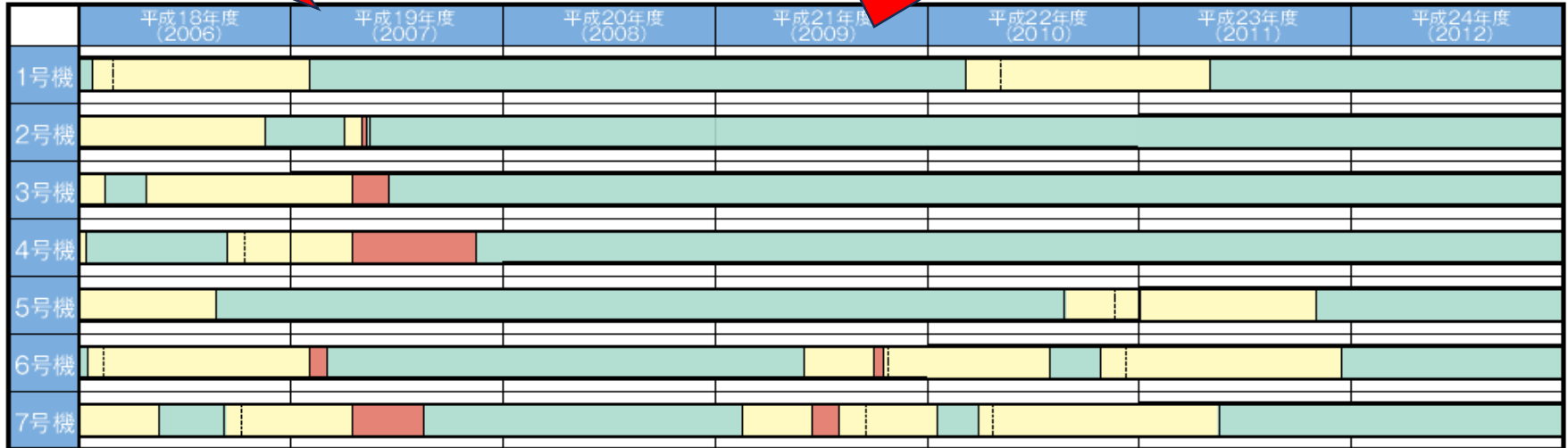
	設置位置	炉型	電気出力 (万kW)	電源開発基本 計画決定	着工年月	営業運転開始	建設工事費
1号機	柏崎市	BWR (沸騰水型)	110.0	昭和49年8月2日	昭和53年11月	昭和60年9月18日	約4,760億円
2号機	〃	〃	110.0	昭和56年4月13日	昭和58年8月	平成2年9月28日	約3,000億円
3号機	〃	〃	110.0	昭和60年4月4日	昭和62年6月	平成5年8月11日	約3,250億円
4号機	〃	〃	110.0	昭和60年4月4日	昭和62年6月	平成6年8月11日	約3,340億円
5号機	柏崎市 刈羽村	〃	110.0	昭和56年4月13日	昭和58年8月	平成2年4月10日	約3,560億円
6号機	〃	ABWR (改良型沸騰水型)	135.6	昭和63年4月16日	平成3年8月	平成8年11月7日	約4,180億円
7号機	〃	〃	135.6	昭和63年4月16日	平成3年8月	平成9年7月2日	約3,620億円

- (注) 1. 着工年月は、第1回工事計画認可の月。
2. 1号機の建設工事費には発電所の用地費を含む。
3. 6号機の建設工事費には7号機と共用する施設の建設費を含む。

柏崎刈羽原発の稼働状況（2-4号機は2007年から停止したまま。）

2007年中越沖地震

2009-2011年に7,6,1,5号機が稼働。



黄色：運転
 緑色：定期点検等による停止
 赤色：トラブル停止

「新潟県の原子力発電」（2023年3月）より

柏崎刈羽原発の再稼働をめぐる経過

- 2013年9月 新規制基準に基づく6・7号機の設置変更許可申請（新潟県は、安全協定を根拠として「条件付きの了解」）
- 2017年7月 原子力規制委員会で東京電力の適格性が問われる
- 2017年9月 東京電力が「原子力事業者としての基本姿勢」を示す
- 2020年10月 原子力規制委員会が6・7号機の設置変更許可
- 2021年1月 IDカード不正使用などの核セキュリティの不備が発覚（問題が発生したのは2020年9月で、原子力規制庁にも翌日報告されていたが、規制委員会に報告されたのは2021年1月だとされている。）
- 2021年4月 核燃料物質の移動禁止を命じる措置命令
- 2022年8月 GX実行会議で柏崎刈羽原発の再稼働の方向性が示される
- 2023年3月 新潟県の検証総括委員会が委員の任期切れで消滅
- 2023年12月 核燃料物質の移動禁止を命じる措置命令の解除
- 2024年1月 能登半島地震
- 2024年4月 東京電力が再稼働に向けて7号機の核燃料を装荷

→ 「地元同意」が焦点だとされているが、それでいいのか。

日本のエネルギーの安定供給の再構築

2022年8月24日

GX実行推進担当大臣

GX実行会議 (2022/8/24)

「危機克服」と「GX推進」

グローバル

- ロシアによるウクライナ侵略に起因する「石油・ガス市場攪乱」
- エネルギーをめぐる世界の「断層的変動」
⇒ 構造的かつ周期的に起こり得る「安保直結型エネルギー危機」の時代へ

日本

- エネルギー政策の遅滞
⇒電力自由化の下での事業環境整備、再エネ大量導入のための系統整備、原子力発電所再稼働 などの遅れ



現状

- まず、「足元の危機」を「施策の総動員」で克服
- 並行して、「不安定化する化石エネルギーへの過度の依存が安保・経済両面での国家リスクに直結」「2050年CN、2030年▲46%目標達成にもGXは不可欠」との認識の下で、GXを前倒し・加速化

対応

- 「GXの前倒し・加速化」(第3回以降で議論)
 - ①産業転換 ⇒成長志向型カーボンプライシング と 支援・規制一体での早期導入
 - ②グローバル戦略 ⇒アジア大での「トランジション投資 (GX移行投資)」の拡大 など
- 「エネルギー政策の遅滞」解消のために政治決断が求められる事項
 - ①再エネ ⇒送電インフラ投資の前倒し、地元理解のための規律強化
 - ②原子力 ⇒再稼働への関係者の総力の結集、安全第一での運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設の検討、再処理・廃炉・最終処分プロセス加速化

GX実行会議 (2022/8/24)

原子力政策の今後の進め方

～2023春

～2024春

2030年

2050年

(今冬まで)

【既に再稼働済】10基 (西日本)

- 工事短縮努力、定検スケジュール調整等
→ **最大9基**の稼働確保

(来夏・来冬～)

【設置許可済】7基 (東日本含む) ※工事進捗等に差あり

- 安全工事の円滑実施、着実な再稼働
(高浜1・2、女川2、島根2)
- 地元の理解確保に向けた取組 (柏崎刈羽、東海第二)
－ 国が前面に立った対応、運営体制の改革 等

(20年代半ば～)

【設置許可審査】申請済10基、未申請9基

- 的確な審査対応に向けた相互コミュニケーションの改善
- 理解確保に向けた国の取組・事業環境の整備 等

①再稼働加速 (緊急対策)

(2030年20～22%実現)

※官民それぞれの対応加速へ、
本年秋にも対応とりまとめ

②2050CN実現・安定供給
(政策再構築)

※**本年末までに具体論とりまとめ**

【再稼働の先の展開を見据えた構造的な課題】

- 選択肢の確保：次世代革新炉の開発・建設、運転期間の延長のあり方 等
- 予見性の確保：バックエンドでの国の取組、事業環境整備 等

第四次総合特別事業計画の概要

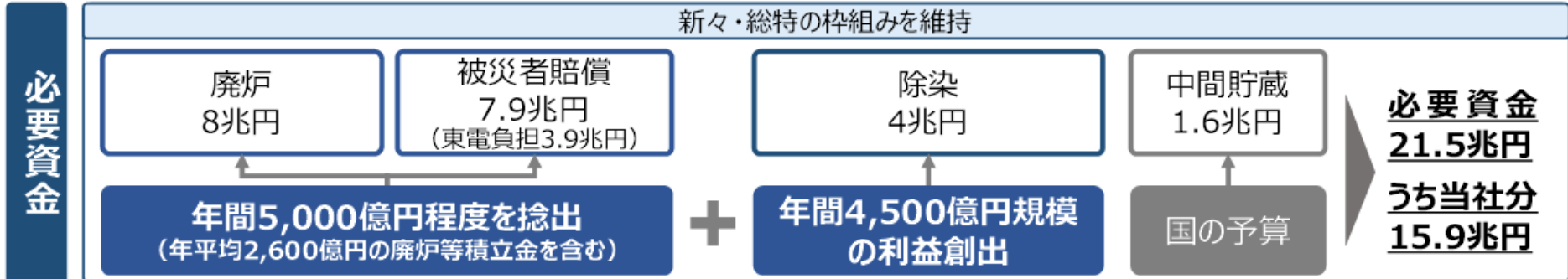
2021年7月21日（認定申請）

東京電力ホールディングス株式会社

※本冊子は、東京電力ホールディングス株式会社の責任において、第四次総合特別事業計画を要約

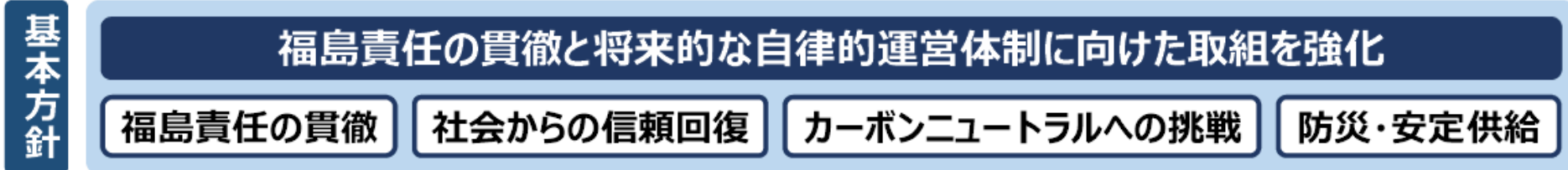
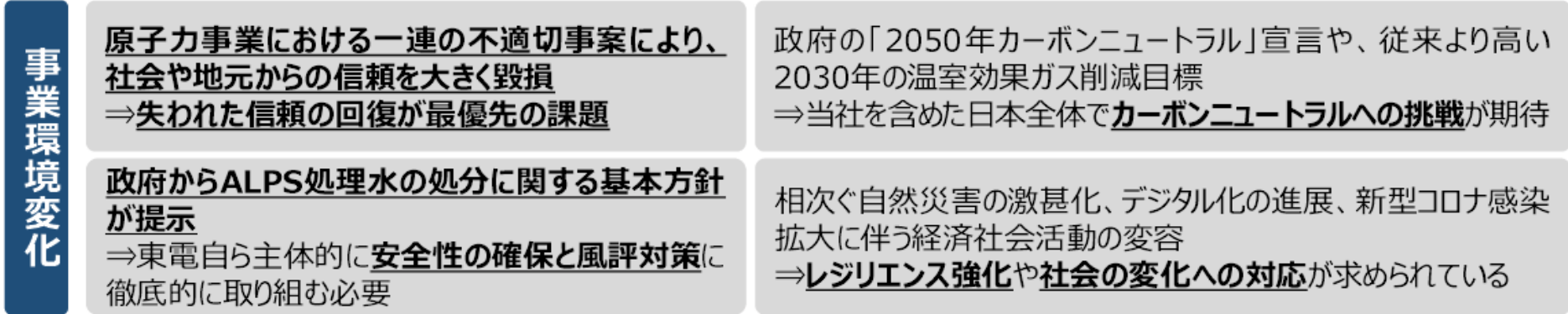
1. 第四次総合特別事業計画の基本方針

- 東電の最大の使命は**福島への責任の貫徹**。新たな事業環境に対応し**必要資金を安定的に捻出すべく**、グループ一丸となって非連続の経営改革を断行。



※必要資金規模は「東電改革提言」に基づき作成

※被災者賠償・除染・中間貯蔵に必要な13.5兆円のうち、約10兆円を支払済(現時点で見積もることができる要賠償額の見通しは約12.3兆円)



収支の見通し（経常利益※1）



※1 東電HD、東電FP、東電PG、東電EP及び東電RPを合算（5社連結）して算定

※2 2022年度以降再稼働すると仮定した場合

原子力事業

- **カーボンニュートラルの実現に向けてゼロエミッション電源は不可欠**。原子力発電は運転時に温室効果ガスを排出しない**ゼロエミッション電源**の一つ。立地地点の分散により電力供給の強靱化につながり、特に、**柏崎刈羽原子力発電所は首都圏災害時には電力の安定供給を支える電源としての期待も高い**
- **原子力事業の存続に向けて、一連の事案の根本的原因の究明と抜本的な改革の断行により、生まれ変わった東電の姿を行動と実績で示していく**。地元地域や社会の皆さまからの東電への信頼回復を大前提として**柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を目指していく**
- また、**福島第二原子力発電所の安全で着実な廃止措置、東通原子力発電所の建設再開、原子燃料サイクルにも取り組む**

原子力事業の信頼回復に向けた取組

- 柏崎刈羽原子力発電所の一連の不適切な事案に対して、**根本的原因の究明と抜本的な改革に全力をあげる**
- 一連の事案に対する原因分析を踏まえつつ、下記を支える**ガバナンスの確立等の検討を進める**
- ① **本社・サイトの一体的な運営** ② **プロジェクトを完遂するための体制・システムの導入**
- ③ **核物質防護の抜本強化のためリソースの拡充・質の向上** ④ **人事配置・ローテーションの見直しや外部専門家の活用**
- ⑤ **現場の活力向上・職場環境改善**

主な取組

柏崎刈羽原子力発電所

- **低廉で安定的な電力の供給、カーボンニュートラル、レジリエンス強化の観点からも重要な電源**
- 設備面の規制基準適合に加え、重要なリスク情報への対応を含む「7項目の回答」等の約束の遵守にあたり、「**原子力事業者としての基本姿勢**」を定め、将来にわたり**確実に履行**
- 地域から信頼・ご理解頂けるよう、**新潟本社行動計画に基づき、防災協定による協力など地域共生・共創の取組を推進**

東通原子力発電所

- 長期的に**国民生活を支える電源として重要な開発地点**
- **信頼回復に全力で取り組み、その上で建設工事再開を目指す**
- **地域とともに持続可能な地域づくりを実現**

共同事業化

- 電力とメーカーの垣根を越えて事業体制を構築し、**世界最高水準の安全で効率的な運転の達成を目指す**
- 共同事業化に当たり、**立地地点の状況や特性、原子力事業をとりまく事業環境の改善状況等を踏まえて、潜在的なパートナーとの検討・協議を実施**

原子燃料サイクル

- 原子燃料サイクルを推進し、使用済燃料の中間貯蔵や再処理への道筋の具体化に取り組む

福島第二原子力発電所

- **廃止措置計画に基づき、安全確保を最優先に全号機の廃止措置を着実に進める**

2017年に原子力規制委員会が示した 「原子炉設置者としての適格性」についての基本的考え方

別添 1

基本的考え方

(7月10日原子力規制委員会資料)

1. 福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者は、柏崎刈羽原子力発電所の運転をする資格は無い。
2. 福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない。
3. 原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない。
4. 不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなくてはならない。
5. 規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない。
6. 原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請するべき。
7. 社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない。

3.2 7項目の反映 ～原子力事業者としての基本姿勢～

4

社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。

社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。

その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。

1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。
廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。
2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。
福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。
3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。
4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取組みを実施する。
社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。
5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。
現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。
6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。
7. 社内に関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。
現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。

東京電力の「適格性」をこじつけた原子力規制委員会

- 2017年9月13日の第37回原子力規制委員会で、東京電力の「原子炉設置者としての適格性」が認められた。ただし、その「結論」は、「**原子力規制委員会は、本件申請の申請者である東京電力については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足りる**技術的能力がないとする理由はないと判断した。****」という回りくどい表現であった。また「原子力規制委員会としての結論」という見出しには、**【判断の前提が成立しない場合には変わり得る】**との但し書きまでつけられていた。
- 原子力規制委員会は、東京電力の文書回答が、確実に実行されることを担保するために、これを柏崎刈羽原発の保安規定に明記させ、「その履行を確保する」とした。その後、東京電力は、「原子力事業者の基本姿勢」を明記した柏崎刈羽原発の保安規定の変更を2020年3月に原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会は、10月30日に認可した。
- 原子力規制委員会が示した「**考え方**」は**精神論に過ぎず、東京電力の回答も抽象的なものであり、このやりとりで原子力事業者としての「適格性」を審査したとすること自体が茶番である。**まさにその時期に、柏崎刈羽原発において、運転員が他の職員のIDカードを無断で使い、中央制御室に不正入室をしていたことが後に発覚した。不正入室は2020年9月20日に発生し、原子力規制庁には翌日報告されていたが、この問題が原子力規制委員会に報告されたのは、4カ月後の2021年1月19日だったとされている。
- その後も、東電の「**技術的能力がないとする理由**」は、次々に明らかになっている。**本来、原子力規制委員会は、東京電力の「原子炉設置者としての適格性」を認めた判断を撤回するべきである。（実際には、原子力規制委員会に原子力事業者の適格性を判断する資格が無いことも明らか。）**

3つの検証 検証体制

資料No.1

新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会

- ・福島第一原発事故及びその影響と課題に関する3つの検証（事故原因、事故による健康と生活への影響、安全な避難方法）を行うため、個別の検証を総括する委員会を設置

平成30年1月設置

《事故原因》

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

- ・技術委員会において、福島第一原発事故原因の検証を、引き続き徹底して実施
- ・東京電力と県による合同検証委員会で、東京電力のメルトダウン公表等に関する問題を検証

設置：平成15年2月

《健康と生活への影響》

新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会

- ・新たに、健康・生活委員会を設置し、以下について検証
- <健康>
- ・福島第一原発事故による健康への影響を徹底的に検証
- <生活>
- ・福島第一原発事故による避難者数の推移や避難生活の状況などに関する調査を実施

設置：平成29年8月

《安全な避難方法》

新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会

- ・新たに、避難委員会を設置し、避難計画の実効性等を徹底的に検証
- ・原子力防災訓練を実施

設置：平成29年8月

3つの検証 ロードマップ

H28年度

H29年度

H30年度以降

全体総括

総括委員会
立ち上げ

総括委員会
開催

総括委員会
開催

総括委員会
開催

報告

報告

報告

事故原因

ハード

地震動による重要機器の影響等（ディスカッション）の検証

適宜、委員会を開催

ソフト

メルトダウンの公表等（合同検証委員会）の検証

避難

避難計画の実効性を検証

適宜、委員会を開催、訓練を実施

健康生活

健康

事故による健康への影響の検証

適宜、委員会・分科会を開催

生活

事故による生活への影響の検証

適宜、委員会・分科会を開催

3つの検証の総括的検証、県への報告

新潟県が設置した「3つの検証」を県が無力化・空中分解させた

- 技術委員会、避難委員会、健康・生活委員会と、検証総括委員会が重層的に検証を行っていきはずだったものが、結果として、検証総括委員会は、2018年2月に第1回委員会を開催した後、2021年1月まで開催されず、その後も開催されなかった。
- 新潟県側と池内了委員長との考え方の違いだとされている論点は以下の通り
 - 1) タウンミーティングの開催方法
 - 2) 柏崎刈羽原発の安全性に対する言及
 - 3) 東京電力の適格性についての点検
 - 4) 総括報告書の中身
 - 5) 知事の会議出席いずれも委員会が開催できないほどの理由ではなく、委員会で議論すればよかった話。
- 結局、2023年3月末の委員の期限で、新潟県側がすべての委員を再任せず、県が委員会を消滅させてしまった。
- 9月13日に新潟県は、各委員会の報告書に「齟齬や矛盾がない」ことを確認した報告書を公表。 → 新潟県自らが、「3つの検証」を形式的なものにおとしめた。
- 池内了さんは、独自の池内総括報告書をまとめ、市民検証の取り組みを展開中。
→ 市民検証委員会 <https://shiminkenshouiinkai.jimdosite.com/>
- 新潟県は、なぜここまで変質したのか・・・。

柏崎刈羽原発周辺の道路整備、新潟県と立地2市村が「五つの要望」 独自スタンスの柏崎市、対応の順番が違えば「再稼働は難しい」と国をけん制—市長が考える「優先順位」とは？

2023/9/25 6:00 (最終更新: 2023/9/25 12:28) 🔒

新潟県の柏崎市、刈羽村に立地する東京電力柏崎刈羽原発で重大事故が起きた際の円滑な住民避難に必要だとして、新潟県、柏崎市、刈羽村は7月、連名で政府に道路整備など**五つの要望**を行った。柏崎市の桜井雅浩市長は9月、この五つに優先順位をつけ、国の対応がこの順番と違っていけば「再稼働は難しい」とけん制した。優先順位にはどのような理由、根拠があるのか。市長の発言などを踏まえながら、五つの要望を詳報する。

- [原発事故時の住民避難を円滑に 花角知事と地元2首長が道路整備を要望](#)
- [「国道8号バイパスが最優先」 柏崎市長「順位違えば再稼働は困難」](#)



● 五つの要望

要望は、国道8号バイパスの早期全線共用、県道柿崎小国線小村峠にトンネル整備、米山インターチェンジ移設、上方にスマートインターチェンジ新設、曾地にスマートIC新設—の五つ。

● 即時避難区域 (PAZ)

国の原子力災害対策指針で定められ、重大事故時は放射性物質が放出される前の段階から避難を始めるとされる区域。柏崎刈羽原発の場合、柏崎市の高浜、荒浜、松波、南部、二田、中通、西中通の7地区と、刈羽村の全域が当たる。

● シミュレーション

東京電力柏崎刈羽原発で重大事故が発生した際、原発の半径5キロ圏内で暮らす住民約2万人の9割が、30キロ圏外に出るまでの時間を計算した。複数の想定シナリオで試算し、通行止めがない標準的なケースでも13時間40分かかるとの結果が出た。曾地にスマートICを整備すると、避難にかかる時間が4時間40分短縮できるとの試算結果もあった。これを受け、新潟県はスマートICの整備を国に「方針を表明した。

原子力・立地本部の事務所建設について

- 当該事務所は、本社機能移転の目的を踏まえ、長年地域と繋がりがある現在の**柏崎エネルギーホールの敷地に建設予定**
- 長年地域の皆さまにご利用いただいていた**地域共生施設である柏崎エネルギーホールは、1階のスペースを活用し、事務所建設後も地域の皆さまにご利用いただく**
- なお、柏崎エネルギーホールは、2024年5月から解体工事を行う予定であり、2024年4月24日から事務所の竣工まで休館とさせていただきます

原子力・立地本部の事務所概要

住所	柏崎市駅前2丁目2-30（現在の柏崎エネルギーホール）
施設	オフィス、訓練・研修施設、地域共生施設
建物規模	地上5階建、延床面積：約6300㎡
工期(予定)	【解体】2024年5月～【竣工】2026年度

<イメージ図>



<事務所内イメージ>

※5F 機械室等を設置

4F オフィス利用

3F オフィス利用

2F 訓練・研修等に利用

災害対応時は、緊急時対策室としても使用可能

1F 地域共生施設に利用

柏崎エネルギーホールは、1階のスペースを活用し、地域の皆さまにご利用いただく

<参考> 原子力部門の本社機能の移転について

- 本社と発電所が一体となり、地元や社会からご信頼いただける組織や企業文化を醸成
- 柏崎刈羽原子力発電所に必要な本社機能を、発電所の状況変化に合わせて順次移転

<柏崎刈羽原子力発電所近傍における環境整備>

- 2026年度までに以下の職住環境を整備し、最終的に300名規模の社員を順次移転
 - ・柏崎駅周辺に、200名規模の原子力部門の本社事務所を新設（本日のご説明内容）
 - ・発電所構内に、100名規模の執務環境を整備
 - ・現在の社宅を増改築し住環境を整備

項目	年月	2021年11月	2022年5月	~2026年度
移転者数 (累計)		16名	64名	300名程度
執務場所		発電所内	発電所内、 事務所 (UKビル)	発電所内、 事務所 (柏崎駅周辺)
移転機能		改革推進、事業分析、 原価分析、育成等	品質・安全、工程管理、 設備診断等	設計関係 (今後の発電所内工事関連)

※2023年10月現在で柏崎刈羽原子力発電所構内に勤務する社員：約1,300名

2024年3月2日、柏崎市が主催した講演会で、田中俊一氏の発言

「複合災害時の避難の在り方に関する講演会」での田中俊一氏（元原子力規制委員長）は以下のように発言した。（柏崎市が公開している「講演会発言内容全文」から転記）

<https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/material/files/group/19/240302moji.pdf>

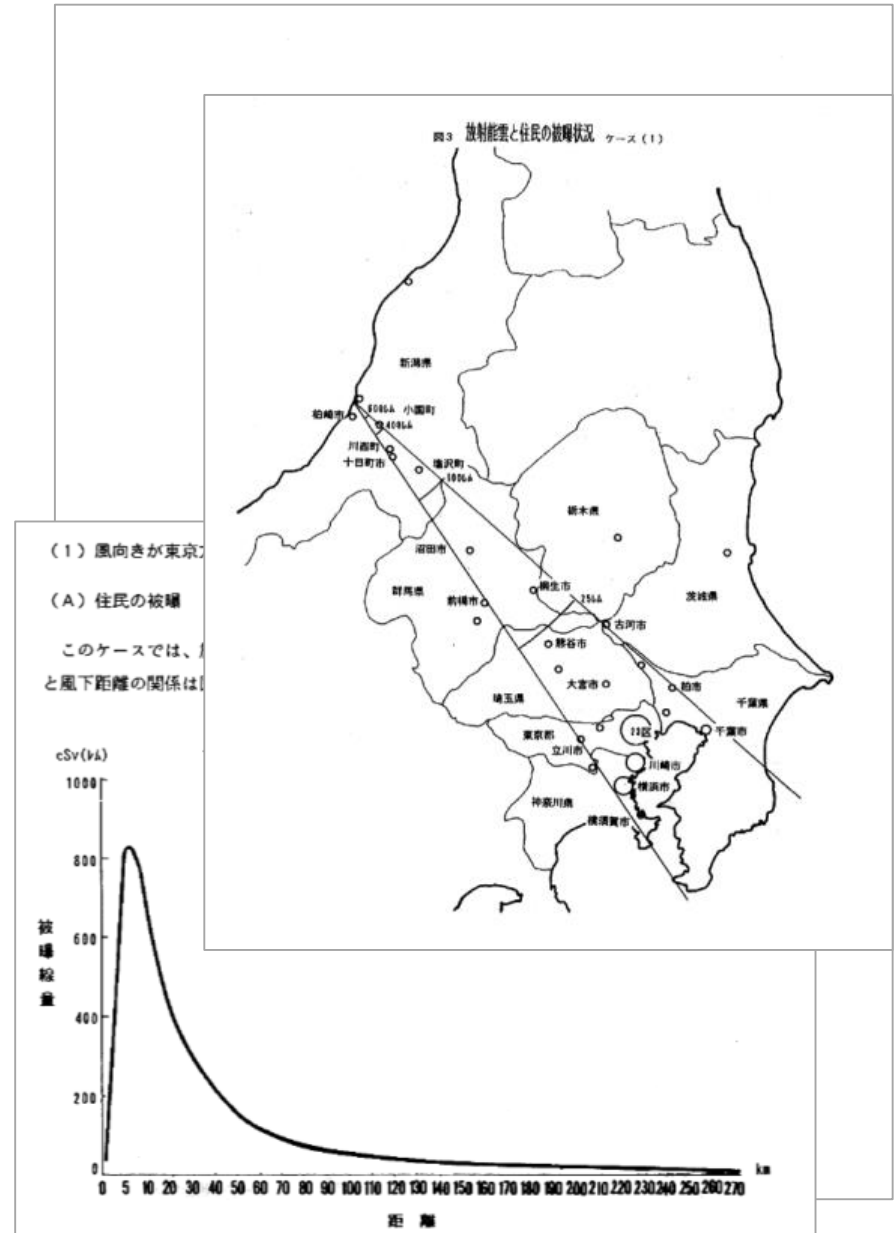
それから、もう一つここで申し上げたいのは、今年は雪が少ない年ですけれども、この裏日本、特に新潟県は年によっては非常に大雪に見舞われて、交通機関が麻痺したり、道路を車も通れないような事態が起こるといいう年もあります。こうした自然災害、大災害と、併せて原子力事故、原子力災害が起きたときに、どうしたらいいんだってというのが皆さんの大きな懸念事項であり、関心だと思います。福島で13年前に起こりました事故はまさにこのような事態でありました。複合災害が起きたときにどのようにしたら良いか。国が言うように、自宅退避はできないのではないかっていう疑問も多いかと思います。非常に困惑しているのではないかと想像されます。これから説明でおいおい詳細を説明させていただきたいと思いますが、答えは、複合災害のときは、原子力災害のことを忘れていただきたい。まず原子力災害を忘れて他の自然災害、他の災害から自分の身を守り、命を守ることに専念していただきたいということです。急にそんなこと言われたって、原子力災害を忘れてって言っても、そんなふうにはいかないと、放射線被曝の、もう非常に怖いというのが本音だと思います。本日から13年前、起きた東京電力福島第一原子力発電所この事故の時、私もずいぶん福島に深く関わってきました。そこで学んだ教訓を皆様にお伝えしたい、今日はお伝えしたいと思います。原子力災害は、皆様がいちばん思い込んでいるほど、そんなに怖いものではない。これも結論みたいなこと言うと怒られるかもしれませんが、一番怖いのは怖いという心、気持ち、それから不安と恐怖心にかられるということであるということをご説明させていただきたいと思います。

1992年 高木仁三郎による柏崎刈羽原発の事故想定

高木仁三郎は、柏崎刈羽原発1号機における大事故（冷却材喪失、炉心溶融、水蒸気爆発、格納容器破損による大量の放射能放出という設定）における被害想定として、

「柏崎市、刈羽村を中心に**早期の死者7000-9000名**、**急性放射線障害者約6万名**（新潟県内）が予測されるとともに、放射能の影響は遠く首都圏にも及び、**総被曝線量は約420万人シーベルト**（約**4.2億人レム**）にも達し、**がん死者は将来において42万人にもものぼると推定される。**」と警告していた。

<https://cnic.jp/files/KKACC1992.pdf>



誰のための原発なのか

- 原発は、都市圏への電力供給のために、立地地域を深刻な過酷事故のリスクに晒し続けている。「**原発事故は怖くない**」というのは、**福島原発事故の被害をごまかし、将来も、怖くない程度の事故しか起こらないという虚構＝安全神話。許しがたい無責任体質。**
- 地元の柏崎市・刈羽村を中心とした反対運動・監視活動が原子力の「安全」をギリギリのところで支えてきた。
- 2002年のトラブル隠し発覚を受けて新潟県は「技術委員会」を設置し、新潟県中越沖地震後の地震・地盤／設備・機器の健全性の検証に取り組み、福島原発事故の検証にも重要な役割を果たしてきた。
- 泉田知事、米山知事から花角知事への交代で新潟県の姿勢が大きく転換（変節）し、国の原発回帰政策への追従が露骨になった。
- 東京電力を存続させ、原発運転の適格性があると偽り、発電事業による収益確保、賠償・廃炉を担わせることに根本的な無理がある。
- **原発はウソと無責任のもとにしか成立しない。原発が立地自治体のあり方そのものを歪め、地域社会に分断をもたらしている。**

6/7号機の適合性申請に際し、新潟県は、フィルタベントによる放射能放出と避難計画の整合性の点から、安全協定をテコに条件付きで同意していた。

原 安 第 63 号
平成25年 9 月 26 日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

新潟県知事 泉田 裕彦



柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合
審査申請に係る条件付き承認について

柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請について、下記のとおり条件を付して、承認します。

ただし、ベント操作による住民の被ばくが許容できないと明らかになった場合又はフィルタベント設備の設置に関して東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）第3条に基づく協議が整わないと明らかになった場合は、この承認は無効とします。

記

原子力規制委員会への規制基準適合申請にあたっては、以下の事項を申請書に明記すること

- 1 新潟県との安全協定に基づく協議後に修正申請を行うこと
- 2 今回申請のフィルタベント設備は地元避難計画との整合性を持たせ安全協定に基づく了解が得られない限り使用できない設備であること

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会 (平成 25 年度第 3 回)

2 日時

平成 25 年 12 月 19 日(木) 13:30～16:30 (マスコミ公開で実施)

3 場所

朱鷺メッセ メインホール (A)

4 議題

- (1) 福島第一原子力発電所事故の検証について
- (2) フィルタベント設備の検証の方針について
- (3) その他

6 質疑等

(山田防災局長)

皆さんごめんください。新潟県防災局長の山田でございます。いつもお世話になっております。本日は年末何かとご多用な折り、本年度第3回となります安全管理に関する技術委員会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、常日頃から柏崎刈羽原子力発電所の安全について、ご協力・ご意見を賜りまして改めてお礼を申し上げます。

技術委員会の皆さまには昨年度来、福島第一原子力発電所の事故の検証に当たっていただいております。事故がなぜ起きたのか、なぜ被害の拡大を防げなかったのか、ということをしつかりと考えていくことが柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に不可欠であると考えております。また、この10月からは委員の皆さまのご協力をいただきながら、6つのテーマについて課題別ディスカッションという形で深掘して議論を進めていただいております。ご協力ありがとうございます。本日は、ご担当いただいております先生方からその状況のご報告をいただき、この場で皆様とディスカッションをさせていただきたいと思っております。

また、東京電力はこの9月に新規制基準に基づく適合申請をいたしました。その中でフィルタベントという設備があります。フィルタベントにつきましては、先生方ご存知のように緊急時に放射性物質を含んだガスを放出いたします。単なる設備の面だけでなく、運用面を含めて避難計画との整合性についてもこの技術委員会でご議論いただきたいと思いますと考えております。

今日は非常に多いテーマですが限られた時間の中で、活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

(事務局：須貝原子力安全対策課長)

今日の技術委員会からフィルタベント設備について検証をお願いすることになりましたので、これまでの若干経緯ですとか、そういったことについて簡単にご説明をさせていただきます。まず、この確認なのですが、新潟県、柏崎市、刈羽村、東京電力の4者で結んでいる安全協定ですけれども、このなかに東京電力が原子力発電施設及びこれと関連する施設の新增設をしようとするとき、または変更しようとするときは、事前に新潟県、柏崎市及び刈羽村の了解を得るものとするという条項がございます。これに基づいて今回のフィルタベント設置について確認をお願いするものです。

過去6回このような確認、県の了解をしたいきさつがございます。これまでの6回につきましては、まず安全協定に基づく事前了解があって、それから規制委員会、当時は保安院でしたけれども、保安院への申請という順番をこれまではやってまいりました。基本点にはこの順番ということで、県といましては考えておりましたが、9月25日に東京電力の廣瀬社長がおいでになりまして、第三者の目を入れて柏崎刈羽の安全対策を確認したいということをおっしゃいました。また、地元住民の不安に応える必要があったということから、先程少しご覧いただきました参考資料のNo.1をお手元によろしいでしょうか、この4頁目に新潟県知事から廣瀬社長に充てた文書がついておりますが、「柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請に係る条件付き承認について」ということで、これは言うなれば、事前了解があって、それから適合審査申請という順番を普通は東電さんがしてきたのだけれども、先ほどのような理由から仮に適合申請を条件付きで承認します、一方で、事前了解の手続きは進めていきますということを書いてある文書です。これは条件付きですので、どういった条件になっているかということ、ベント操作による住民の被ばくが許容できないと明らかになった場合、またはフィルタベント設備の設置に関して、柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書3条に基づく協議が整わないと明らかになった場合は、この承認は無効とします、ということ伝えてあります。下記の内容としましては、申請にあたってこの2点、つまり新潟県との安全協定に基づく協議

後に修正申請を行うこと、それからもう一つは、今回申請のフィルタベント設備は地元非難計画との整合性を持たせ安全協定に基づく了解が得られない限り使用できない設備であること、ということ申請書に明記してください、ということをお願いして、そして東京電力では適合審査申請書にこのことについて記載をしたといういきさつとなっております。

ですので、この安全協定3条に基づく事前了解の確認のために、今日からまた検証をお願いしたいと考えております。冒頭少しご説明させていただきましたように、今日のためにと言いますか、この検証のために事務局内にフィルタベント調査チームというのを設けまして、新潟県、柏崎市、刈羽村それから東電の担当者レベルで情報を共有して資料を調整しているところです。以上です。